

第三次あきる野市環境基本計画策定業務委託（債務負担行為）に係るプロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

あきる野市環境基本条例に基づき策定する「あきる野市環境基本計画」は、あきる野市総合計画の環境分野を担う計画であり、市の環境行政の根幹となるものである。

現行の第二次あきる野市環境基本計画（以下「第二次計画」という。）は、持続的発展が可能な社会の実現に向けて、環境の保全、回復及び創造に関する基本的な施策の方向性等を示すことを目的に、平成28年3月に策定し、その後、令和4年6月には、第二次計画の改訂を行い、あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「区域施策編」という。）を包含した。

令和7年度末に第二次計画の計画期間が満了することに伴い、本市の環境の現状、社会経済情勢等の変化及び市民の意向を踏まえ、市民・事業者・民間団体・市が一体となって取り組む新たな環境施策の方向性を示すことを目的に、第三次あきる野市環境基本計画（以下「第三次計画」という。）を策定する。第三次計画については、既に第二次計画に包含している区域施策編のほか、生物多様性あきる野戦略及び気候変動適応計画（新規）を包含するものとする。

(2) 件名

第三次あきる野市環境基本計画策定業務委託（債務負担行為）

(3) 業務内容

別紙「第三次あきる野市環境基本計画策定業務委託（債務負担行為）仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

2 提案限度額

22,528千円（消費税及び地方消費税含む。）（04.01.04.03.12.16.01）令和6年度から令和7年度までの債務負担行為を設定

（令和6年度：12,947千円、令和7年度：9,581千円）

なお、参考見積書（価格提案書）の金額に消費税及び地方消費税を加えた額が、提示している額を超過した場合は、失格とする。

3 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、価格のみの競争ではなく、事業者の有する実績、経験、技術力及び企画力等が受託候補者としての適格性を有しているかを確認するために行うもので、プ

ロポーザルに参加する事業者が提出する提案書等の内容及びヒアリング等の状況进行评估し、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として特定することを目的とする。ただし、参加がない場合又は参加事業者の中に適格者がいない場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

4 実施形式（プロポーザルの方法及び理由）

（1） 選定方法

公募型プロポーザル方式

（2） 理由

実効性のある第三次計画の策定に当たっては、委託先としてふさわしい実績、経験、技術力及び企画力等を有する事業者を選定するため、参加意欲のある事業者を幅広く募ることができる公募型プロポーザル方式を採用する。

5 参加資格

参加資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。また、次のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- （1） 東京電子自治体共同運営電子調達サービスを利用して入札参加資格審査申請を行い、市における入札参加資格の登録がされていること。
- （2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- （3） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。
- （4） 令和6年4月8日（月）から令和6年6月24日（月）までの間において、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年あきる野市通達第37号）による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- （5） 過去5年以内（平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間）に、元請として他の市区町村における環境基本計画に関する計画策定業務及びこれに類似した環境分野の施策に係る策定業務の受託実績を有すること。

6 日程

本プロポーザルは、次の日程で行うものとする。

項目	日程
公示（案件公表）	令和6年4月 8日（月）

参加申込書の提出期限	令和6年4月23日（火）午後5時
参加資格審査結果通知（発送）	令和6年4月25日（木）
質問の受付期限	令和6年5月20日（月）正午
質問に対する回答予定日	令和6年5月23日（木）
企画提案書等の提出期限	令和6年6月7日（金）午後5時
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施	令和6年6月24日（月）
審査結果の通知（発送）	令和6年6月下旬（予定）
審査結果の公表	受託候補者として特定した者との契約締結後

7 申込方法等

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書（様式第1号）等の書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年4月23日（火）午後5時
- (2) 提出場所 あきる野市環境農林部環境政策課環境政策係
（〒190-0164 あきる野市五日市411番地 五日市出張所内）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、必着とする。）
※ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故については、異議を申し立てることはできない。
- (4) 提出部数 2部（正本1部、副本1部）
- (5) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 法人登記事項証明書（写し）
 - ウ 法人等概要書（様式第2号）及び法人等のパンフレット
 - エ 業務実績調書（様式第3号）又は同種業務・類似業務の実績を示す書類
 - オ 担当者の概要（様式第4号）

8 資格審査

参加申込者が参加資格の要件を満たしているか審査し、その結果について、令和6年4月25日（木）までに参加資格審査結果通知書（様式第5号）により、参加申込者に通知する。

9 辞退届

参加申込書（様式第1号）提出後に参加を辞退する場合は、速やかに担当部署に連絡し、

参加辞退届（様式第6号）を次のとおり提出すること。

- (1) 提出場所 あきる野市環境農林部環境政策課環境政策係
(〒190-0164 あきる野市五日市411番地 五日市出張所内)
- (2) 提出方法 持参又は郵送

10 質問票の提出及び回答予定日

本プロポーザルに関する質問は、質問票（様式第7号）により、次のとおり提出すること。なお、質問に対する回答は、質問票で提出のあった質問事項全てを取りまとめ、令和6年5月23日（木）までに全ての参加者宛に「質疑回答書」を電子メールで送付・回答する。

- (1) 提出期限 令和6年5月20日（月）正午
- (2) 提出場所 あきる野市環境農林部環境政策課環境政策係
- (3) 提出方法 電子メール又はFAX
※ 必ず電話等により受信確認を行うこと。

11 提出書類の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

仕様書、特記事項、市が提示する資料「12 確認すべき資料」等を踏まえ、第三次計画を策定する上での考え方や取組方法等について作成すること。なお、作成に当たっては、表紙を除き、A4用紙両面（文字は10.5ポイント以上）10枚以内（表裏20ページ以内）で簡潔にまとめ、「13 企画提案書に記載すべき事項」で示す内容については、必ず記載すること。やむを得ずにA3用紙を使用する場合には、2ページとして扱い、片面印刷でA4サイズに折込みをすること。項目ごとにインデックスを貼るなどして見やすいものとする。

イ 参考見積書（価格提案書）及び参考見積内訳書

参考見積書（価格提案書）の金額は、税抜価格で記載すること。参考見積書（価格提案書）の金額に消費税及び地方消費税を加えた額が、「2 提案限度額」に示す額を超過した場合は、失格とする。また、参考見積内訳書を作成し、添付すること。

※ 上記提出書類の書式は、全て任意とする。

(2) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）及び電子データ1部

※ 表紙に「正本」「副本」と明記すること。

※ 電子データについてはPDF形式にて保存したものをCD-R等の記録媒体に保存し、印刷した企画提案書に添付し、提出すること。

※ 提出書類（資料を含む。）は、返却しないものとする。

- (3) 提出期限等
- ア 提出期限 令和6年6月7日(金)午後5時
 - イ 提出場所 あきる野市環境農林部環境政策課環境政策係
(〒190-0164 あきる野市五日市411番地 五日市出張所内)
 - ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は必着とする。)
- (4) 提出書類作成に当たっての注意事項
- ア 企画提案書は、第三次計画策定業務における取組方法を示すものであり、具体的な内容、図面等の成果品の一部に相当するものの作成や提出を求めるものではない。具体的な業務は、契約後に企画提案書に記載された内容を反映しつつ、市と協議の上、開始することとする。
 - イ 企画提案書は、文章での表現を原則とするが、事業者の考えを示すために必要な場合は、視覚的表現の使用を認める。
 - ウ 企画提案書には、事業者を特定することができる内容の記述(具体的な事業者名や実績の名称等)を記入しないこと。
 - エ 提出書類の内容修正、差し替え、撤回は、提出期間内に限り行うことができる。
 - オ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
 - カ 企画提案書は、1参加申込者につき1案とする。
 - キ 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しない。ただし、契約候補者に選定された者が作成した書類について、市が必要と認める場合は、その一部又は全部を無償で使用することができものとする。
 - ク 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故については、異議を申し立てることはできない。

12 確認すべき資料

企画提案書を提出する者は、あきる野市のホームページから、次の資料を確認すること。

- (1) 第2次あきる野市総合計画
<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000016746.html>
- (2) 第二次あきる野市環境基本計画(改訂版を含む)
<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000000232.html>
- (3) あきる野市環境白書
<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000001409.html>
- (4) 生物多様性あきる野戦略
<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000005507.html>
- (5) あきる野市版レッドリスト
<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000008890.html>
- (6) あきる野市郷土の恵みの森構想

- <https://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000000972.html>
- (7) あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画
<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000012827.html>
- (8) あきる野市自然環境調査報告書（平成21年度～23年度）
<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000004124.html>
※ あきる野市自然環境調査部会における平成24年度以降の調査結果及び森林レンジャーあきる野による調査結果については、非公表の部分があるため、業務実施段階において提供を予定している。
- (9) あきる野市地球温暖化対策地域推進計画（平成26年6月）
<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000005259.html>
- (10) あきる野市都市計画マスタープラン
<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000002375.html>
- (11) その他
国等の各種マニュアルやオール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」における標準算定手法による温室効果ガス排出量算定等も参考にすること。

13 企画提案書に記載すべき事項

- (1) 基本事項等
- ア 提案者等の概要
- (ア) 提案者の概要
- (イ) 実施事業者の概要（再委託を予定している場合）
- イ 提案者等の実績
提案者等の環境基本計画受託実績（他計画包含型の策定実績の有無を含む。）について示すこと。
- ウ 実施体制
本業務における実施体制、主要メンバーの資格、能力・経歴及び本事業に対する従事割合について具体的に示すこと。
- (2) 事業実施全般
- ア 作業工程・スケジュール
仕様書に従い、作業開始から計画書案作成までの各種工程を示すこと。
※ 各種会議日程等については未定のため、詳細は必要としない。
- イ 基礎調査及び第二次計画の進捗状況の評価
環境を取り巻く状況を踏まえ、認識する課題を示すとともに、基礎調査における資料の取りまとめ方法等について提案すること。また、あきる野市環境白書等を参考に第二次計画の評価手法について提案すること。

ウ 既存データからの生物多様性の評価

あきる野市自然環境調査部会の調査結果等から、市の生物多様性の状況把握の方法及び評価の方法を提案すること。また、本市の特徴となる市街地の緑（畑地、公園、崖線等）と森林などの緑の評価方法や、生物多様性の保護・保全についての計画への反映について提案すること。

エ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直し

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の内容を見直すため、削減目標の達成に向け、削減ポテンシャルの把握方法、削減ロードマップ作成の方法など、実効性のある温室効果ガス排出量の削減方策等の取りまとめ方法について提案すること。

オ 気候変動適応計画

気候変動適応計画は、今回が初めての策定となるため、情報収集・分析や取り組むべき事項の決め方などの方法等を提案すること。

カ 市民・事業者アンケート調査

計画策定に必要なアンケート調査項目（例）、アンケートの集計・分析方法について提案すること。

キ 市民ワークショップ

計画の施策検討を行う上で、市民の意見を取り入れるため、市民ワークショップを開催することから、ワークショップの進め方及び意見の取りまとめ方等について提案すること。

ク 第三次計画の施策の体系（案）

第二次計画を参考に第三次計画の施策の体系（案）について示すこと。また、包含する「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「生物多様性あきる野戦略」及び「気候変動適応計画」についての位置付けを明確にすること。

ケ 第三次計画の推進体制・進捗管理の構築

第二次計画における推進体制、進捗状況の確認を担う「あきる野市環境委員会」の役割を検証するとともに、評価項目の設定の在り方、「あきる野市環境白書」の在り方について提案すること。

14 審査方法

本プロポーザル実施のために組織された審査委員会において、プロポーザル参加者の提出書類を評価・採点し、最高得点を得た事業者を受託候補者に特定する。

次の審査基準（評価項目及び配点）に基づき審査する。

(1) 評価項目及び配点

No.	評価項目	配点
1	同種業務又は類似業務の実績	10点
2	業務遂行に向けたスケジュール案及び推進体制の内容	30点

3	国・都の動向や本市における現状・課題等の分析	70点
4	独自性及び実効性を有する計画策定への道筋	60点
5	参考見積書（価格提案書）	10点
6	プレゼンテーション能力及び担当者の意欲	20点
	合 計	200点

(2) 評価係数

採点では、配点に評価係数を乗じて行う。評価係数は、次のとおりとし、審査事項に対する5段階の評価に応じて決定する。

評価	基準	評価係数
5	特に優れている	1.0
4	優れている	0.8
3	標準	0.6
2	やや劣っている	0.4
1	劣っている	0.2

15 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

次のとおり、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。

- (1) 開催日 令和6年6月24日（月）
- (2) 開始時間 後日通知する。
- (3) 場 所 あきる野市役所本庁舎会議室（予定）
（あきる野市二宮350番地）
- (4) 所要時間 1事業者につき、40分程度（準備時間を含む。）
・プレゼンテーション 20分以内
・ヒアリング（質疑応答） 10分程度
- (5) 内 容 企画提案書の説明
- (6) 説明者 プレゼンテーション審査における説明は、本業務の遂行に当たって、市担当者との協議の窓口を担う「主担当者」が説明を行うものとし、質疑については、審査員からの指定がない場合は、参加者のいずれかが回答を行うものとする。なお、会場に入室できるのは、担当予定者となる3人以内とする。
- (7) 使用機器 プロジェクターの使用を可能とする。プロジェクター及びスクリーンは市で用意するが、接続はHDMI端子を用いて行うため、端子を搭載したパソコン等の機器は参加事業者が持参すること。

(8) 評価・採点の留意事項

- ア 不正行為があった場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とし、選考対象から除外する。
- イ 出席した審査委員の評価点を合計した点数を、出席した審査委員の数で割った点数が満点の5分の3に満たない参加者は、受託候補者として特定しない。
- ウ 最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、提案額が低い者を選定する。
- エ ウにおいて、提案額が同じ場合は、くじ引きとする。なお、くじ引きはプレゼンテーション順とする。
- オ 審査委員会における審査の内容は公表せず、異議申立ては受け付けないものとする。

16 審査結果の通知及び公表

プロポーザル参加者全員に対し、審査委員会において審査した結果をプロポーザル審査結果通知書(様式第8号)により通知する。審査結果については、受託候補者として特定した者の名称及び点数並びに参加した事業者の点数(事業者名は非公開)を市ホームページで公表する。なお、審査委員会における審議の内容は、非公表とする。

17 契約の締結

受託候補者の特定後、速やかに随意契約の手続きを行い、契約を締結する。仕様書の内容については提案された内容が基本となるが、市との協議により内容を一部変更した上で、契約を締結することもある。なお、契約に当たっては、改めて見積書を市の契約担当部署に提出するものとする。

18 その他留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する全ての費用は、プロポーザル参加者側の負担とする。
- (2) 提出期限以降における提出書類(提案書等)の修正又は変更は、認めないものとする。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、市が承諾したときはこの限りでない。
- (3) 不正行為があった場合又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準に基づき、指名停止措置を行うものとする。
- (4) 提出書類の返却は、行わないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、あきる野市情報公開条例(平成9年あきる野市条例第17号)に基づき、情報公開請求の対象となる。ただし、受託候補者の特定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の公開とする。
- (6) 提出書類で用いる言語は、日本語とし、通貨は、日本円を用いること。

19 本プロポーザルに係る提出・問合せ先

- (1) 担当部署 あきる野市環境農林部環境政策課環境政策係
- (2) 所在地 〒190-0164 あきる野市五日市411番地
(あきる野市役所五日市出張所内)
- (3) 電話番号 042-595-1110 (直通)
- (4) FAX番号 042-595-1141
- (5) メールアドレス 040601@akiruno-info.tokyo.jp